

利用者のために

1 2005年農林業センサスの概要

(1) 調査の目的

農林業センサスは、農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の沿革

わが国は、昭和25年の1950年世界農林業センサス以降10年目ごとに国際条約に基づく世界農林業センサス（昭和35年からは、林業センサスも同時に実施）を行うとともに、その中間年にわが国独自の農業センサスを実施しています。今回の調査は通算して12回目のものです。

(3) 調査体系

農林業経営体調査

- ① 調査対象 農林業経営体（用語の説明を参照）
- ② 調査方法 自計申告→調査員→指導員→市町村→県→農林水産省
- ③ 調査内容 経営の態様、農林業労働、耕地、家畜、農業用機械及び施設、農業生産物、山林、育林及び素材生産、その他

農山村地域調査

- ① 調査対象 農山村地域（共通の自然的及び経済的な立地条件の下に農業または林業が行われる地域で、地域センター長が認定した地域）
- ② 調査方法 地域センター職員による面接調査等→統計・情報センター→農政局→農林水産省
- ③ 調査内容 自然的及び社会的な立地条件、林野の構成、森林の公益的機能増進のための取組状況、土地及び利用状況、その他

(4) 調査期日

平成17年2月1日

2 利用上の注意

- (1) この報告書の数値は大分県が独自に集計した数値であり、農林水産省から公表される数値とは異なることがあります。
- (2) 全国統計表は平成17年12月に農林水産省から概数値として公表されたものです。
- (3) 数値については、各項目ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

また、解説中の各表の増減数、増減率、構成比や統計表中の構成比等は、四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合があります。

(4) 表中に用いた記号は以下のとおりです。

- 「 0 」 …… 単位に満たないもの (例 : 0.4ha → 0ha)
- 「 - 」 …… 調査は行ったが、事実がないもの
- 「 … 」 …… 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「 ▲ 」 …… 減少したもの
- 「 X 」 …… 秘密保護上数値を公表しないもの

3 用語の説明

(1) 調査対象に関する用語

外形基準 (物的指標)	農林業経営体であるか否かを判断するための面積、頭数等といった外形的な基準をいう。
農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業 ①露地野菜作付面積 15 アール ②施設野菜栽培面積 350 平方メートル ③果樹栽培面積 10 アール ④露地花き栽培面積 10 アール ⑤施設花き栽培面積 250 平方メートル ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧豚飼養頭数 15 頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽 ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 ウ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ヘクタール以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。) エ 農作業の受託の事業 オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

農林業経営体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

■個人経営体(農家・林家)

一世帯複数経営は別々に把握。

■法人経営体

法人の組織経営体(農事組合法人、会社等)を把握(一戸一法人も含まれる)。

■非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握。

農業経営体	<p>前ページの「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。</p>
個人経営体 (農家・林家)	<p>前ページの「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まない。)</p>
法人経営体	<p>前ページの「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まれる。)</p>
農業経営体の うち家族経営	<p>上記の「農業経営体」のうち個人経営体(農家)及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。</p>
林業経営体	<p>前ページの「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p>
農事組合法人	<p>農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。</p>
株式会社	<p>商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
有限会社	<p>有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
合名・合資 会社	<p>商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
相互会社	<p>保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。</p>
農協	<p>農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。</p>
森林組合	<p>森林組合法に基づき組織された組合をいい、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。</p>
その他の 各種団体	<p>農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社(第3セクター)もここに含める。</p>
地方公共団体 ・財産区	<p>地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。</p> <p>財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。</p>

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営 経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
一世帯複数経営	同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう

(2) 土地に関する用語

経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。 所有地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地＝経営耕地
所有地	農林業経営体が所有している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）及び耕作放棄地の合計面積であり、他に貸し付けているものも含む。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地面積	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。 転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。

(3) 農家及び世帯に関する用語

農家	農家とは調査期日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。

経営耕地面積 農産物販売金額		非農家	→ 農家	
		10a未満	10a以上 30a未満	30a以上
非農家	15万円未満	土地持ち非農家	自給的農家	販売農家
↓ 農家	15万円以上 50万円未満			
	50万円以上	販売農家		

主副業別分類

農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用した。

主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

副業的農家

65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。

		世帯員に65歳未満の農業従事60日以上の方が	
		いる農家	いない農家
農家所得	農業所得が主	主業農家	副業的農家
	農外所得が主	準主業農家	

農業専従者
専業農家

調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

兼業農家
第1種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

		世帯員に兼業従事者が	
		いない農家	いる農家
農家所得	農業所得が主	専業農家	第1種兼業農家
	農外所得が主		第2種兼業農家

世帯員
男子生産年齢
人口がいる世帯
農業従事者

原則として住居と生計を共にしている人をいう。
15歳～64歳の男の世帯員がいる世帯をいう。
満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち調査期日前1年間に「農業の

みに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多いい世帯員」のことをいう。

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

区 分		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者		農業従事者	農業就業人口	
	主に家事や育児					
	その他					

農業後継者（他出農業後継者）

満15歳以上の世帯員のうち、次の代でその家の農業経営を継承することが確認されている者をいう。また他出農業後継者とは、その家からよそに出ている者で、将来その家の農業経営を継承することが確認されている者をいう。

（4）労働力に関する用語

常 雇

雇用契約（口頭の契約でもよい）に際し、あらかじめ7ヶ月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。

日雇・臨時雇

継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われた人のことをいう。時間単位で雇用される、いわゆるパートタイマー等もここに含まれる。

手間替え・ゆい手 伝 い

農家相互間で等価交換を原則としている全ての労力交換のことをいう。金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働のことをいう。

（5）農業生産組織に関する用語

機械・施設の共同利用組織

複数の農家が、機械・施設の利用に関する協定（申し合わせ等を含む。）より結びついている組織をいう。

受託組織

農作業の一部又は全部を受託し、一定の受託料を収受している組織をいう。

協業経営体

一つ以上の農業部門の、生産から生産物の販売、収支決算、収益の分配に至るまでの経営の全てを、共同で行っている組織をいう。

(6) 農業経営に関する用語

家族経営協定	家族で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めをおこなっているものをいう。
契約生産	予め特定の者（スーパー等小売店を含む。）と売買契約をして農業生産を行っているものをいう。

(7) 農業用機械に関する用語

農業用機械	過去1年間に利用した機械及び所有している機械をいう。利用した機械は、過去1年間ののべ台数ではなく、過去1年間を通じた実台数で、リースや共同利用の場合も含む。
動力防除機	動力により農薬を散布する機械をいう。なお、乗用型スピードスプレーヤーは除く。けん引型のスピードスプレーヤーでタンク容量が500リットル未満は含める。
乗用型スピードスプレーヤー	薬液をポンプにより加圧し、ノズルで霧化した農薬粒子を送風機で吹き上げ、主に果樹の病虫害防除に使用される。乗用型スピードスプレーヤー及びけん引型のタンク容量が500リットル以上のものを含める。
自脱型コンバイ	稲及び麦類の収穫に伴い、刈取り、脱穀、選別を同時に行う機械で刈幅が2メートル未満のもの。

(8) 農産物の販売に関する用語

農産物の販売金額	費用を差し引く前の売上げ代金をいう。「自家生産の農産物を原料とする加工」も、加工賃を差し引かずに売上げ代金を農産物」販売金額に含める。
----------	---

(9) 牧草地経営体に関する用語

牧草地経営体	牧草を栽培することにより、家畜の預託事業を営むことを目的とするもの又は共同で牧草を栽培し、共同で牧草、放牧に利用することを目的とするものをいう。
--------	--

(10) 林業に関する用語

林 家	平成17年2月1日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。 農家である林家(農家林家)及び農家でない林家(非農家林家)に区分される。
山 林	用材、薪炭材、竹材その他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、台帳地目にかかわらず現況による。したがって、樹木が生えていても樹園地及び庭園は山林から除く。
保 有 山 林	世帯が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林(所有山林)から山林として使用する目的で貸している土地(貸付林)を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地(借入林)を加えたものをいう。
山林面積の取扱	山林面積は、台帳面積ではなく、実際にあると思われる面積で、他の市町村や他の都道府県に所有する山林も含む。(属人主義による。)
人 工 林 面 積	苗木を植林したり、人工的に種をまいて育成した山林で、人工林の伐採跡地も含む。
植 林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、挿し木したりする作業をいうが、植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含める。
下刈りなど	材木の健全な育成のために行う下刈り作業と除伐、つる切り、枝打ち、雪おこしなど間伐以外の保育作業をいう。
間 伐	除伐後に行う作業で森林を健全に成長させるため、劣性木、不用木を抜き切りすることをいう。
主 伐	一定の年齢に生育した材木を、用材等で販売するために行う除伐・間伐以外の伐採をいう。 なお、立木のまま販売したものは含まない。
素 材 生 産 量	素材と「未加工の原材料」という意味であるが、林業の場合は丸太のことをさし、原木ともいう。素材生産量は丸太の体積で表わし、一般的には立方メートルの単位で表示する。 「石」単位の場合は、1石=10立方尺=0.28立方メートルとなる。
林産物の販売	保有山林から生産された林産物(用材、ほだ木原木、特用林産物をいい、買山からの素材、栽培きのご類、林業用苗木などは除く。)について、過去1年間に販売(自家消費に向けたものを含む。)したものをいう。

特 用 林 産 物 | 天然きのご類、工芸用材となる竹材、薪、木炭、竹炭、みつまた等。

(11) 調査客体候補名簿に関する用語

農林業経営体調査客体候補名簿 | 農林業経営体となる可能性がある個人、組織の住所、氏名等を整理した名簿をいう。

従来、農林業センサスでは、この名簿のことを照査表といい、2000年センサスでは、①農家、林家、土地持ち非農家等を対象とした世帯用照査表、②農家以外の農業事業体用照査表、③農業サービス事業体用照査表、④林家以外の林業事業体用照査表、⑤林業事業体等用照査表の5種類の照査表があり、2005年農林業センサスからは、これを一つに統合して「農林業経営体調査客体候補名簿」としている。